

吉田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

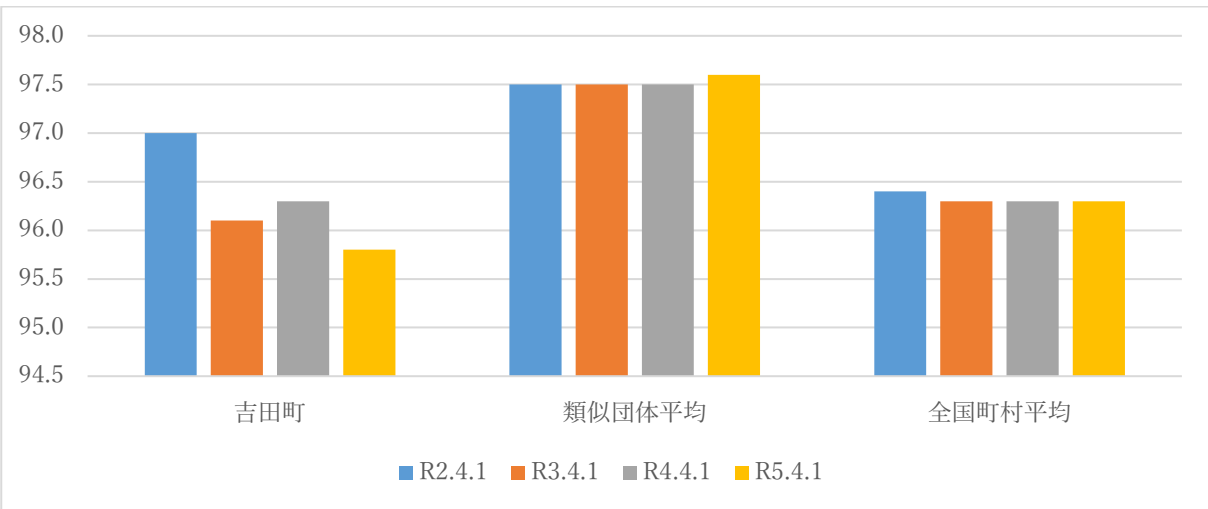
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和3年度の 人件費率
令和 4 年度	人 29,286	千円 12,933,277	千円 1,026,855	千円 1,744,116	% 13.5	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考) 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4 年度	218人	千円 712,267	千円 169,293	千円 255,747	千円 1,137,307	千円 5,217	千円 5,541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
吉田町	97.0	96.1	96.3	95.8
類似団体平均	97.5	97.5	97.5	97.6
全国町村平均	96.4	96.3	96.3	96.3

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
4年度	円 405,970	円 405,049	円 921 (0.23%)	% 0.3	% 0.3	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
4年度	4.41 月	4.3 月	0.11 月	0.10 月	4.40 月	4.40 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施時期]

平成27年4月1日

[実施内容]

一般行政職の給料表について、国の見直しと同様の改正を実施。給料表の水準を平均2%引下げる中で、50歳台後半層の職員が在職する号給を最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

[実施時期]

平成27年4月1日

[実施内容]

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
吉田町	39.0 歳	296,975 円	363,421 円	322,345 円
静岡県	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	40.6 歳	303,606 円	369,928 円	332,013 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
吉田町	50.1歳	4人	264,950円	304,100円	272,075円	—	— 歳	— 円	
うち給食員	50.1歳	4人	264,950円	304,100円	272,075円	調理師	44.1 歳	254,300 円	1.20
静岡県	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円	—	— 歳	— 円	
国	51.2歳	1,941人	286,942円	— 円	329,178円	—	— 歳	— 円	
類似団体	51.1歳	8人	267,159円	289,389円	276,313円	—	— 歳	— 円	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
吉田町	4,887,500 円	3,319,100 円	1.48
うち給食員	4,887,500 円	3,319,100 円	1.48

（注）1 「平均給料月額」とは、令和４年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区 分		吉田町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	195,323 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	161,903 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	151,200～179,600 円	159,763 円	—
	中 学 卒	— 円	円	—

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

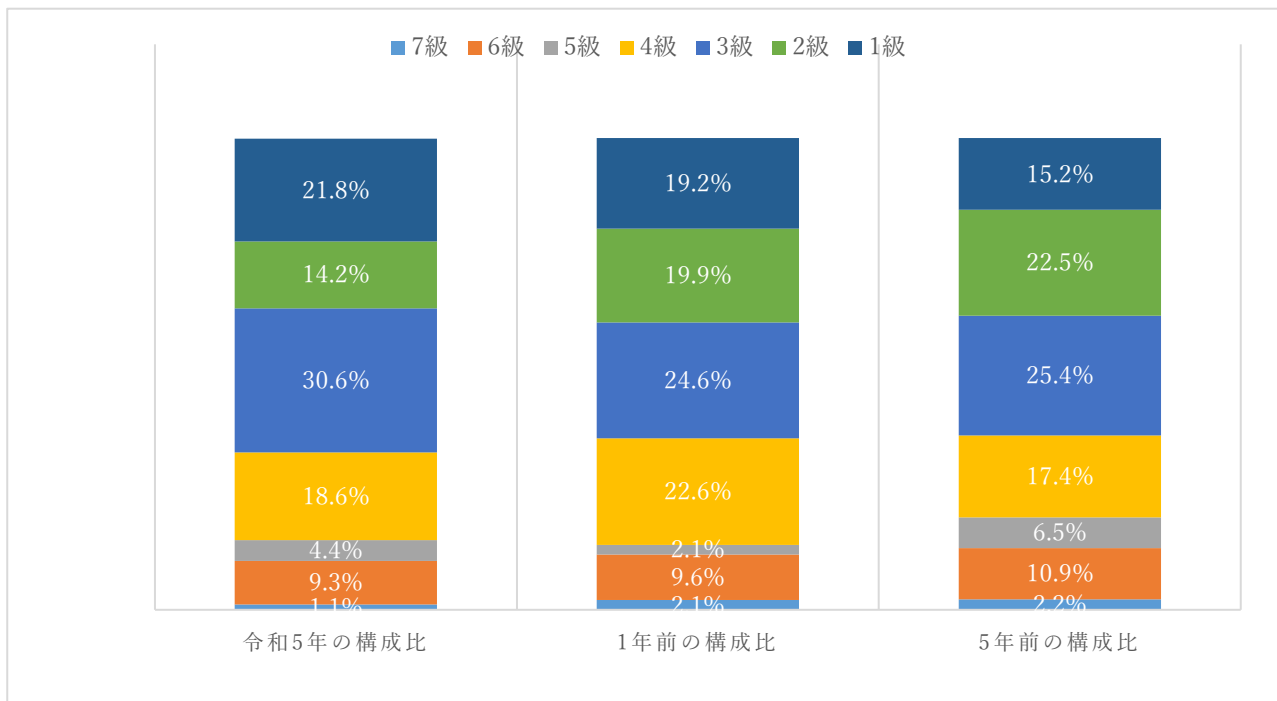
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,600 円	349,600 円	357,600 円	377,950 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

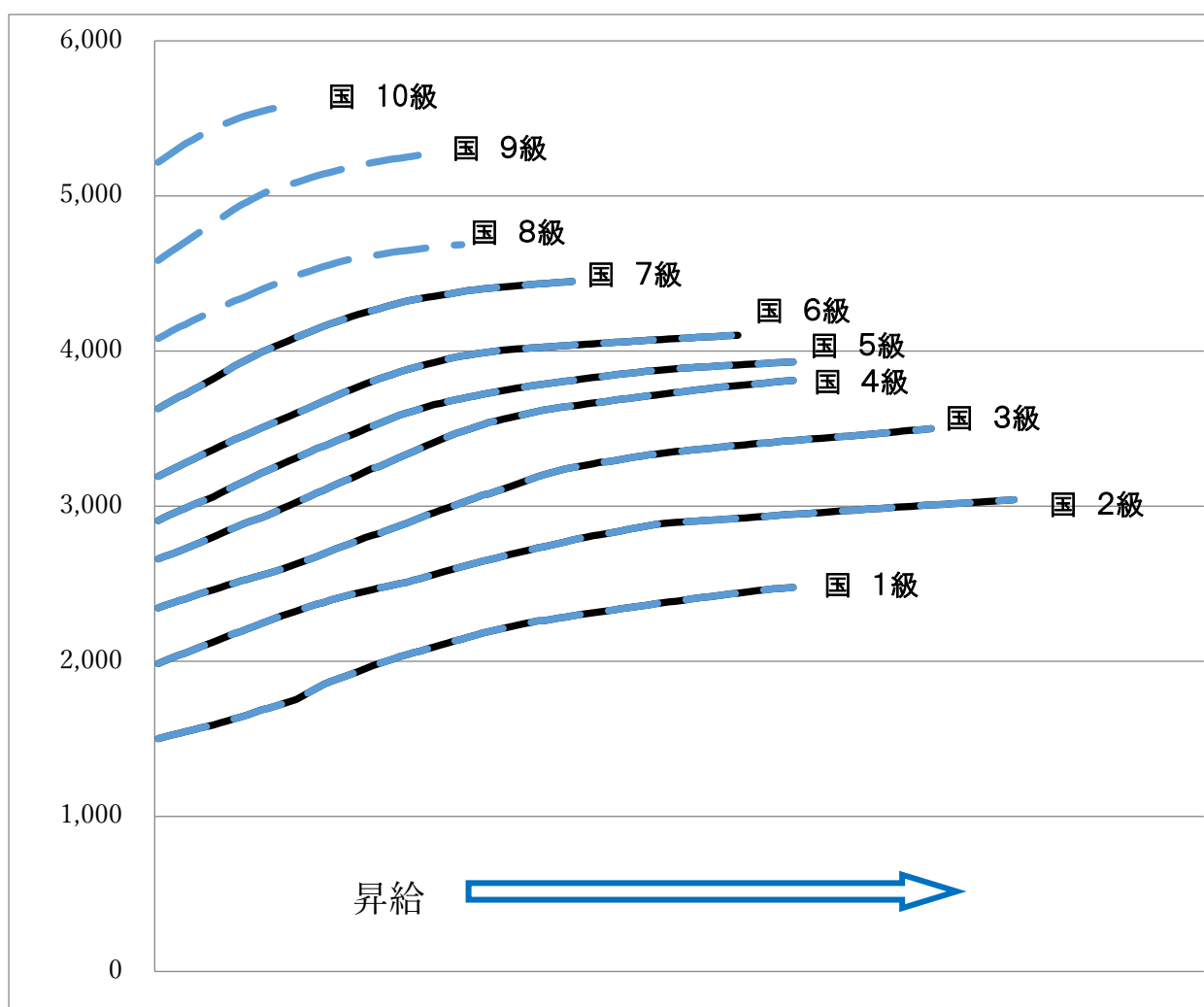
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事及び参事の職務	2人	1.1%	362,900円	444,900円
6級	課長及び局長の職務	17人	9.3%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐、局長補佐、室長及び園長の職務	8人	4.4%	290,700円	393,000円
4級	統括及び園長補佐の職務	34人	18.6%	266,000円	381,000円
3級	主査及び主任保育士の職務	56人	30.6%	234,400円	350,000円
2級	主任及び保育士の職務	26人	14.2%	198,500円	304,200円
1級	主事、技師及び保育士の職務	40人	21.8%	150,100円	247,600円

- (注) 1 吉田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（吉田町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉田町	静岡県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,419 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,707 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（吉田町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

吉田町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 6,680 千円 12,850千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			786 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			15,702 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			19.5 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業手当	健康づくり課職員	伝染病の防疫作業業務	0 円	1件1人500円
犬猫等の死体処理作業手当	都市環境課職員	犬猫等の死体処理作業業務	9,600円	1件1人300円
行旅病死入取扱作業手当	福祉課職員	行旅病死入取扱業務	0円	病人 1件 500円 死亡人1件10,000円
保育業務手当	こども未来課職員	児童の保育業務	811,500円	月額1,500円
家畜伝染病防疫手当	産業課職員	家畜の予防注射業務	0円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	83,980千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	444千円
支給実績（令和4年度決算）	96,814千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	444千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
-------	----------	----------	------------	-------------------	--------------------------------------

扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 配偶者、子以外の扶養親族1人 6,500円 満16歳に達する年度の初めから満22歳までの子1人につき5,000円加算	同	—	20,780千円	244,466円
住居手当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払っている職員（最高28,000円） 家賃27,000円以下 家賃-16,000円 家賃27,000円超 （家賃-27,000円）×1/2 （最高額17,000円）+11,000円	同	—	9,939千円	268,608円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者（2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～31,600円）	同	—	7,507千円	49,713円
管理職手当	理事、参事の職 77,400円 課長、局長の職 72,700円 課長補佐、局長補佐、室長、園長の職 47,300円	同	—	23,556千円	759,871円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	790,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 町 村 長		890,000円／ 522,900円
報 酬	議 長	320,000円	445,000円／ 271,000円
	副 議 長	260,000円	375,000円／ 217,000円
	議 員	240,000円	344,000円／ 202,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和3年度支給割合)	
	副 市 町 村 長	4.45月分	
議 員	議 長	(令和3年度支給割合)	
	副 議 長	3.35月分	
議 員	議 員	3.35月分	

退職手当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職年数×5	1,580万円	退職した日から1か月以内
		給料月額×在職年数×3	756万円	退職した日から1か月以内
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

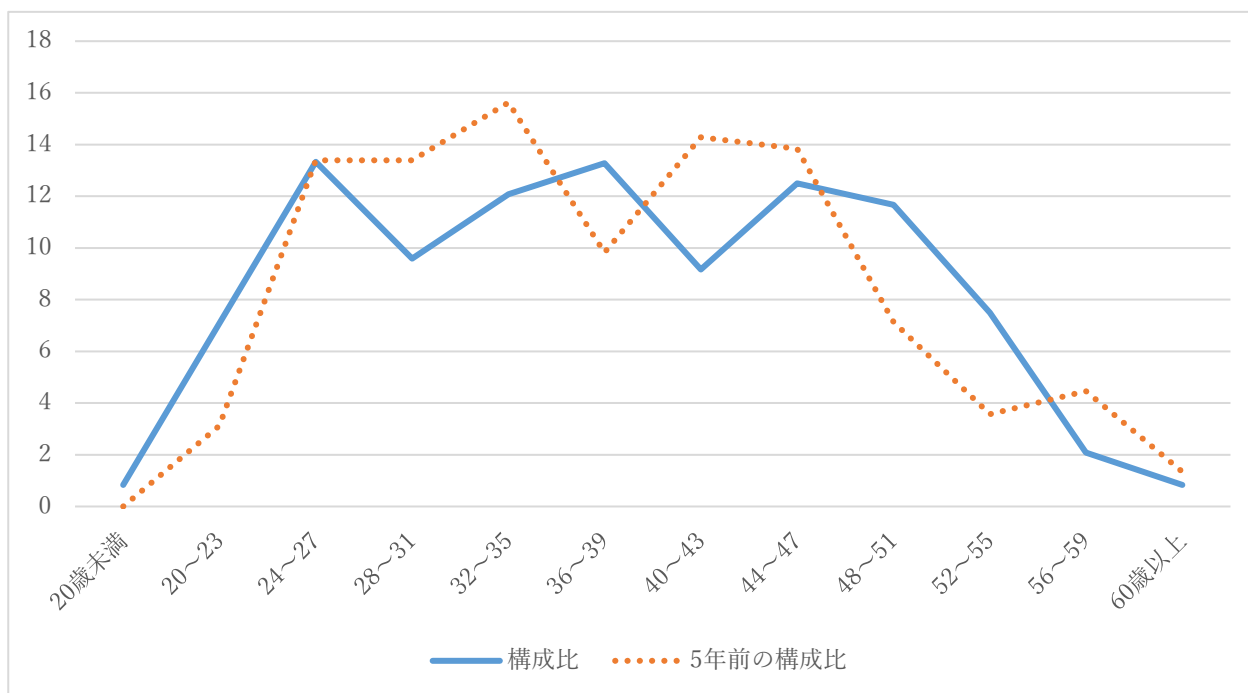
（令和4年1月現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	育 児 休 業 職 員 の 異 動 に よ る 増 員
		総 務	52	53	1	
		税 務	10	10	0	
		労 働	0	0	0	欠 員 補 充 に よ る 増 員 県 派 遣 職 員 を 配 置 し た た め 業 務 量 増 に よ る 増 員
		農 林 水 産	7	8	1	
		商 工	4	3	△ 1	
		土 木	17	18	1	
		民 生	83	83	0	
		衛 生	19	19	0	
	計	195	197	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 67.27人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 61.58人 ）	
教 育 部 門		23	23	0	他 部 署 へ の 配 置 優 先 に よ る 減	
小 計		218	220	2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 74.58人 （ 類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 77.65人 ）	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	9	7	△ 2	休 職 中 職 員 等 異 動 に よ る 減 員 育 児 休 業 職 員 の 異 動 に よ る 減 員	
	下 水 道	7	6	△ 1		
	そ の 他	7	7	0		
小 計		23	20	△ 3		
合 計			241 〔 248 〕	240 〔 278 〕	△ 1 〔 〕	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 76.71人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	17人	32人	23人	29人	32人	22人	30人	28人	18人	5人	2人	240人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	177	181	182	184	195	197	20(11.3%)
教育	26	28	28	24	23	23	△3(△11.5%)
普通会計計	203	209	210	208	218	220	17(8.4%)
公営企業等会計計	21	22	20	20	23	20	△1(△4.8%)
総合計	224	231	230	228	241	240	16(7.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) ○年度の総費用に占める職員給与費比率
令和 4 年度	千円 465,718	千円 111,993	千円 47,064	% 10.1	% 8.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4 年度	人 8	千円 29,585	千円 6,291	千円 11,188	千円 47,064	千円 5,883	千円 5,541

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 5 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和５年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉田町	45.0歳	246,545円	392,200円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

（注）１ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

２ 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉 田 町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,119 千円	１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,419 千円
（令和４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分	（令和４年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和５年４月１日現在）

吉 田 町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続２０年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続２５年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続３５年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 （割増率 2～45%）	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続２０年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続２５年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続３５年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 （割増率 2～45%）

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）			1千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			250円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）			40.0％	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和４年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
有害薬品取扱 手当	上下水道課職員	塩素注入作業業 務	1千円	1回500円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	1,192千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	132千円
支給実績（令和３年度決算）	1,074千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	153千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和４年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （令和４年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族1人6,500円 （配偶者がいない場合、うち1人について11,000円） 満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同	—	798千円	159,600円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車などを使用することを常例とする職員運賃など相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者（2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～31,600円）	同	—	301千円	43,000円
管理職手当	課長の職72,700円 課長補佐の職47,300円	同	—	872千円	872,400円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 4年度	千円 642,770	千円 423	千円 14,474	% 2.25	% 2.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,982千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 7	千円 22,868	千円 5,508	千円 9,080	千円 5,541	千円 5,351	千円 5,541

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉 田 町	37.7歳	283,642 円	445,904円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉 田 町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（R4年度） 1,297 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,419 千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（４年４月１日現在）なし

吉 田 町				吉田町（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続２０年	19.6695	月分	24.586875	勤続２０年	19.6695	月分	24.586875
勤続２５年	28.0395	月分	33.27075	勤続２５年	28.0395	月分	33.27075
勤続３５年	39.7575	月分	47.709	勤続３５年	39.7575	月分	47.709
最高限度	47.709	月分	47.709	最高限度	47.709	月分	47.709
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例処置				定年前早期退職特例処置			
（割増率 ２～４５％）				（割増率 ２～４５％）			

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	3, 9 4 8	千円
職員１人当たり平均支給年額 （令和４年度決算）	5 6 4	千円
支給実績（令和３年度決算）	2, 7 9 5	千円
職員１人当たり平均支給年額 （令和３年度決算）	5 5 9	千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（Ｒ４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （Ｒ４年度決算）	支給職員１人当たり平均支給 年額 （Ｒ４年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 配偶者、子以外の扶養親族１人 6,500 円 満１６歳に達する年度の初めから満２２歳までの子１人につき 5,000 円加算	同	－	9 5 8 千円	3 1 9, 3 3 3 円
住居手当	【借家・借間】 月額１６,０００円を超える家賃を支払っている職員（最高 28,000 円） 家賃 27,000 円以下 家賃－１６,０００円 家賃 27,000 円超 （家賃－２７,０００円）×１／２	同	－	4 7 2 千円	2 3 6, 0 0 0 円

	(最高額17,000円) + 11,000円				
通 勤 手 当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員運賃等相当額(限度額(55,000円)自動車等利用者(2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～31,600円))	同	—	130 千円	26,000円